

## KIDSNA 園ナビ 園児募集支援サービス利用約款 v20230401

KIDSNA 園ナビ 園児募集支援サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社ネクストビート（以下「当社」といいます。）が提供する第1条に定める園児募集支援サービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用になる場合に適用される条件を定めるものです。

### 第1条（サービスの種類）

当社がお客様に園児募集支援サービスとして提供するサービスは、次のとおりです。

サービス名	内 容
(1) 園情報掲載リッチ化サービス	当社が運営するウェブサイト「KIDSNA 園ナビ」（以下「本サイト」といいます。）上に掲載されているお客様が運営する園の情報に対し、画像や紹介文などを追加して園情報を充実させるとともに、本サイト内で地域検索した際の検索結果ページにて上位表示させるサービスです。
(2) 園 HP への流入強化サービス	お客様が運営されている園のホームページ（以下「お客様ホームページ」といいます。）へのアクセス数を増やすことを目的として本サイト内にお客様ホームページへの導線を設置するとともに、本サイト内で地域検索した際の検索結果ページにて上位表示させるサービスです。
(3) 園見学促進サービス ※オプションメニュー	本サイト上にお客様が運営する園に対する見学予約フォームを設置し、当該フォームに入力がなされた場合に見学希望日時等がお客様にメールで通知されるサービスです。加えて、本サイト内で地域検索した際の検索結果ページにて上位表示されます。

### 第2条（サービスの内容）

1. 「園情報掲載リッチ化サービス」の内容は、次の各号に定める通りです。

- (1) 当社は、本サイト上に掲載されているお客様が運営する園の情報を更に充実させるため、画像や紹介文を本サイトに掲載します。
- (2) 掲載する画像や紹介文の文章データ（以下「掲載情報」といいます。）は当社所定のフォーマットに基づきお客様より提供いただきます。**お客様は、掲載情報を第4条第1項により申込書に記載された掲載期間の開始日の10営業日以上前までに当社に提供しなければならないものとします。**掲載情報が第2条の2に該当する等当社において不適切と判断する場合は、掲載情報の修正や差替えをお客様に依頼できるものとし、お客様はこれに応じるものとします。また掲載後の場合は一時掲載停止の措置をとることができるものとします。なお、軽微な誤記等については当社の裁量にて修正できるものとします。
- (3) 当社は、お客様より提供を受けた掲載情報を、第4条第1項により申込書に明記された掲載期間の開始日までに掲載します。但し、お客様からの掲載情報のご提供が遅延した場合や掲載情報の修

正等が発生し掲載情報の確定に時間を要した場合はこの限りではありません。なお、掲載期間の開始日は、お申込み後 10 営業日以降の日に設定される必要があります。掲載期間の開始日がこの日より前の場合は、当該日までに掲載できなくても当社は債務不履行責任を負いません。また、**前号に定める掲載情報の当社への提供期限までに掲載情報の提供がなされず、掲載期間の開始日に掲載ができなかったとしても、お客様は第 5 条に定める支払義務を負うものとし**ます。

- (4) 画像や紹介文の掲載位置等については当社の裁量にて決定できるものとし
- (5) お客様は、1 ヶ月に 1 回まで、掲載情報の加筆や修正の希望を当社にすることができるものとし
- (6) 当社は、掲載情報を掲載したお客様の園情報について、本サイト内で地域検索した際の検索結果ページにて上位表示させます。但し、当社所定のレギュレーションに基づき上位表示の優先度を設定させていただきますので、必ずしも最上位に表示されるものではありません。
- (7) 契約期間終了後は、本サービスによって掲載した情報は削除されます。

2. 「園 HP への流入強化サービス」の内容は、次の各号に定める通りです。

- (1) 当社は、第 4 条第 1 項により申込書に明記された掲載期間の開始までに、本サイト内にお客様ホームページへの導線を設置します。但し、掲載期間の開始日は、お申込み後 10 営業日以降の日に設定される必要があります。掲載期間の開始日がこの日より前の場合は、当該日までに導線を設置できなくても当社は債務不履行責任を負いません。
- (2) 当社は、上記導線を設置したお客様の園情報について、本サイト内で地域検索した際の検索結果ページにて上位表示させます。但し、当社所定のレギュレーションに基づき上位表示の優先度を設定させていただきますので、必ずしも最上位に表示されるものではありません。
- (3) 契約期間終了後は、本サービスによって設置した導線は削除されます。

3. 「園見学促進サービス」の内容は、次の各号に定める通りです。

- (1) 当社は、第 4 条第 1 項のとおり申込書にて明記された掲載期間の開始までに、本サイト内にお客様が運営する園への見学予約フォームを設置します。但し、掲載期間の開始日は、お申込み後 10 営業日以降の日に設定される必要があります。掲載期間の開始日がこの日より前の場合は、当該日までに上記フォームを設置できなくても当社は債務不履行責任を負いません。
- (2) 当社は、上記フォームを設置したお客様の園情報について、本サイト内で地域検索した際の検索結果ページにて上位表示させます。但し、当社所定のレギュレーションに基づき上位表示の優先度を設定させていただきますので、必ずしも最上位に表示されるものではありません。
- (3) 「園見学促進サービス」は、原則として「園情報掲載リッチ化サービス」または「園 HP への流入強化サービス」をお申込みいただいた場合に選択いただけるオプションメニューとなっております。

## 第 2 条の 2 (掲載情報の内容)

お客様は、第 2 条第 1 項第 2 号において当社に提供する掲載情報について、次の内容のものを含んではならないものとします。

- (1) 当社又は当社の顧客、その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する情報
- (2) 犯罪行為に関連する情報又は公序良俗に反する情報

- (3) 虚偽の情報や事実でない情報
- (4) 誤認混同を与えるおそれのある情報
- (5) その他、当社が不適切と判断する情報

### 第3条（契約成立）

お客様は、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）に必要事項を記入の上、電子メール（電子契約システムの利用を含む）、郵送またはFAXで当社に提出する方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。お客様が本申込書を当社に提出した場合、お客様は本約款に同意したものとします。本申込書を当社が受領し、承諾の通知をお客様に行った時点で、本サービス利用のための契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。なお、当社が本申込書を受領後5営業日以内にお客様に諾否の通知がなされなかった場合は、当該期間満了時に承諾がなされたものとし本契約が成立したものとみなします。

### 第4条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、4月1日～9月末日、10月1日～3月末日の半年ごとの契約になります。期間途中にお申込みいただいた場合、掲載期間は掲載期間の開始日からそれぞれ9月末日または3月末日までのうち最小月数の期間とし、当該掲載期間がそのまま契約期間になります。掲載期間の始期が月の途中の場合でも、一月と算定し日割り計算は致しません。**掲載期間は、申込書に明記するものとします。**
2. 契約期間満了1ヶ月前までに、当社所定の方式にてお客様より契約更新をしない旨の意思表示をいただかなかった場合は、更にもう半年間契約期間が延長されるものとし、以後同様とします。

### 第5条（支払）

1. お客様は、本サービスの対価を当社の指定する銀行口座に振り込む方法にて次に定める通り支払うものとします。振込手数料はお客様の負担とします。支払期限までに料金の支払いがない場合は、お客様は、遅延日数に応じて年14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

サービス名	支払条件
(1) 園情報掲載リッチ化サービス	申込書に記載された掲載期間の開始日の翌月末日までに、契約期間分の対価全額に消費税を付加してお支払いいただきます。 契約が更新された場合は、契約更新月の翌月末までに、更新契約期間分の対価全額に消費税を付加してお支払いいただきます。
(2) 園HPへの流入強化サービス	毎月末日までの流入数（本サイトからお客様ホームページへの遷移数をいいます。）に所定の単価（流入数1あたりの金額）を掛け合わせて算出される金額に消費税を付加して翌月末日までにお支払いいただきます。なお、毎

	月所定の上限金額に達した場合は当月についてはそれ以上は課金されません。
(3) 園見学促進サービス	毎月末日までの見学予約数（本サイトからお客様の園の見学予約がなされた件数をいいます。）に所定の単価（見学予約数1あたりの金額）を掛け合わせて算出される金額に消費税を付加して翌月末日までにお支払いいただきます。なお、毎月所定の上限金額に達した場合は当月についてはそれ以上は課金されません。

2. 園 HP への流入強化サービスにおける「流入数」については、当社において本サイトに設置した管理ツールを用いて客観的に計測した数値を利用致します。お客様は、管理ツールによる計測数値に異議を述べないものとします。なお、お客様において当社の計測結果に疑義を持たれるのに十分な客観的事象を当社に提示した場合において、当社が理由ありと判断したときは、当社が管理ツールにて計測したデータを開示する等して、当社はおお客様の疑義を解消するよう努めるものとします。
3. 園見学促進サービスにおける「見学予約数」については、本サイトからお客様の園への見学予約がなされた際に発信されるメールに基づき算出するものとします。お客様において、当社が算出した見学予約数に疑義を持たれた場合は、その客観的理由等を当社に開示するものとし、お客様と当社において協議のうえ見学予約数を確定させるものとします。

## 第6条（知的財産権の帰属等）

1. 本サービスの提供にあたって制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。）などの知的財産権その他の権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、当社以外の第三者が作成し、かつ権利を留保したものを除き当社に帰属します。
2. 成果物に関してお客様が権利を留保する知的財産権等が存在する場合、お客様は当社に対し、当社が本サービスを提供する目的の範囲で、当該知的財産権等を利用（複製、翻案、改変、第三者への再許諾を含むあらゆる利用を意味します。）することを許諾するものとします。お客様は、本項に基づく当社の知的財産権等の利用に関し、著作者人格権を行使しないものとします。
3. お客様は、当社に掲載情報を提供するに際しては、当該掲載情報に係る被写体の肖像権その他の権利を侵害していないか確認の上、必要に応じてそれらの者の承諾を得た上で当社に提供するものとします。お客様は、当該掲載情報について第三者の知的財産権等を侵害するものではないことを表明・保証するものとします。万が一、当該掲載情報について第三者から当社に損害賠償等の請求がなされた場合は、その対応費用はお客様が負担するものとし、また当社に対し必要な協力をするものとします。

## 第7条（成果の不保証）

当社は、本サービスを善良な管理者の注意義務をもってお客様に提供致しますが、本サービスの利用によって、お客様ホームページへの流入数が確実に増加すること、お客様の運営する園への見学申込みが確実になされること、お客様の運営する園への入園申込みがあることその他お客様が期待する一切の成果があることを、保証致しません。

## 第8条（契約解除等）

1. お客様が以下のいずれかに該当する場合、当社は催告なしで本契約を解除し、または本サービスの提供を中断できるものとします。この場合、当社はお客様より受領した本サービスの対価を返金する義務を負いません。
  - ①本約款に違反した場合
  - ②掲載された掲載情報と実態が大きく異なる場合
  - ③破産・民事再生等の倒産手続に入った、またはそのおそれがある場合
  - ④暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、またはあったことが判明した場合
  - ⑤自己またはその関係会社の役職員に反社会的勢力が含まれることが判明した場合
  - ⑥当社に対し、自らまたは第三者を通じて、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為などの行為をした場合
  - ⑦当社がお客様に提供する本サービス以外の当社サービスに係る利用料その他の対価の未払いなどが生じている場合
  - ⑧その他、本サービスの提供を継続しがたい事由が発生したと当社が判断した場合。
2. 本サービスは、第4条に定める契約期間の間ご利用いただくことを前提に、価格設定等を行っていることに鑑み、お客様は、契約期間の途中で本サービスを解約することはできないものとします。
3. 第1項の解除権の行使は、当社の損害賠償請求権の行使を妨げないものとします。

## 第9条（本サイトの停止・本サービスの終了等）

1. 当社は、メンテナンス、リニューアル、不正アクセス等に対処するため、本サイトの公開を一時中断することがあります。
2. 当社は、当社が適当と判断する方法でお客様に事前に通知することにより、当社の裁量で、本サービスを終了することができるものとします。これらの措置によりお客様に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

## 第10条（検索連動型広告）

当社は、本サービスの広告のために、ヤフー株式会社のスポンサードサーチ、グーグル合同会社の Google 広告、インディード、その他の検索連動型広告等を利用できるものとします。また、お客様の園情報が掲載された URL を広告対象（広告リンク先）とし、お客様の名称の全部または一部をその検索キーワードに利用することを、当社の裁量で決定できるものとします。

## 第11条（お客様の損害賠償）

お客様の約款違反または不正行為により当社に損害が生じた場合、お客様は当社に損害を賠償するものとします。

## 第12条（当社の損害賠償）

本サービスに関する当社の損害賠償義務（本約款に定めのあるものを含みますが、これに限られません。）は、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、かつ損害の事由発生時以前 3 ヶ月間にお客様が当社に支払った対価の総額を上限とします。

### 第 13 条（権利義務の譲渡）

1. お客様は当社の事前の承諾なしに、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡または承継し、若しくは担保提供してはならないものとします。
2. 当社が本サービスの事業を事業譲渡その他の方法で第三者に譲渡する場合、当社は当該譲渡に伴う本契約上の地位および権利義務を譲受人に譲渡できるものとし、お客様はかかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

### 第 14 条（再委託）

当社は、本サービスにおける当社の業務の全部または一部を、第三者に対し再委託することができるものとします。

### 第 15 条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。

## 個人情報の取り扱いに関する同意事項

- ・このお申込書でご提供いただく個人情報は、本サービスのお客様へのご提供、および当社が提供するサービスに関する情報をお客様へ電子メール等でご提供するために利用します。
- ・当個人情報を法令で認められる場合を除き第三者に提供することはありません。
- ・当個人情報の取扱いを委託することがあります。委託にあたっては、個人情報の安全管理のため委託先への必要かつ適切な監督を行います。
- ・当個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（「開示等」といいます。）を受け付けております。開示等の求めは、当社の個人情報苦情・相談窓口（情報セキュリティ責任者 電話 03-5423-6131（代表））までご連絡ください。
- ・任意項目の情報のご提供がない場合、最適なお回答ができない場合があります。

以上